議題2：国税犯則取締法第1条第3項に基づく照会（閲覧申請）の対応について

資料2

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	4．その他 （国税犯則取締法第1条第3項に基づく照会には応じていない。なお、犯則調査と併せて国税の賦課徴収を目的とする場合で、国税調査を閲覧の根拠として請求されたときは、3税協力の趣旨に鑑み、閲覧請求に応じることとしている。）
2	豊橋市	3．照会内容によってその都度対応を変えている
3	岡崎市	1．一律に応じている 平成24年1月31日付け査察3-1において、同項に基づく照会については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などにおける情報提供制限に係る義務違反や個別法上の守秘義務違反となることはないもの解される」との見解に基づく。
4	一宮市	議題の趣旨のとおり。具体的な対応方法について、明確な解を持ち合わせていない状況です。
5	瀬戸市	1．一律に応じている
6	半田市	1．一律に応じている
7	春日井市	1．一律に応じている
8	豊川市	1．一律に応じている
9	津島市	1．一律に応じている
10	碧南市	1．一律に応じている
11	刈谷市	1．一律に応じている
12	豊田市	4．その他 当該照会において、総務省自治税務局企画課長通知「国税犯則取締法第1条第3項に基づく照会について」（H24.2.2総税企第16号）の記載の中に、刑事訴訟法第197条第2項と同様の取扱いとなるものと解されているところです。このことから、原則回答には応じません。この規定は任意規定であり、強制力のない任意調査であるからです。 ただし、例外にあたる基準をみると次のようなことが考えられます。 ①照会事項が事件を解明する上で重要な事項と認められるものであること ②直ちに証拠を保全しなければ証拠隠滅など、公訴が難しくなる恐れが強いこと ③税務機関に照会する以外にその事実を確認する他に有効な手段がないこと これらの基準を考えていくと、捜査が初期の内偵段階で、これから容疑者の絞込みなどを行おうとする場合には、開示を許容するのは適当ではないと考えます。（対象者の絞込みがされてなく、事件に関係のない個人の情報の流出の可能性があるため） 刑事訴訟法第１９７条については、一般に任意規定とされ、強制力を伴うものではないことから、税務情報は原則開示しないという対応をしております。 ただし、例外的に ①照会事項が事件を解明する上で重要な事項と認められるものであること ②直ちに証拠を保全しなければ証拠隠滅など、公訴が難しくなる恐れが強いこと ③税務機関に照会する以外にその事実を確認する他に有効な手段がないこと の条件を満たす場合に回答に応じる場合もあります。
13	安城市	1．一律に応じている
14	西尾市	1．一律に応じている
15	蒲郡市	3．照会内容によってその都度対応を変えている

市 名		各　市　の　状　況
16	犬山市	4. その他 犬山市に照会事例がありませんが、照会内容により対応を協議します。
17	常滑市	3. 照会内容によってその都度対応を変えている。（今まで事例はありません。） なお、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会については、一律に応じています。
18	江南市	3. 照会内容によってその都度対応を変えている
19	小牧市	1. 一律に応じている
20	稲沢市	1. 一律に応じている
21	新城市	3. 照会内容によってその都度対応を変えている
22	東海市	1. 一律に応じている
23	大府市	4. その他（一宮市と同じ対応をしている。）
24	知多市	1. 一律に応じている
25	知立市	1. 一律に応じている
26	尾張旭市	1. 一律に応じている
27	高浜市	1. 一律に応じている
28	岩倉市	1. 一律に応じている
29	豊明市	1. 一律に応じている
30	日進市	1. 一律に応じている
31	田原市	3. 照会内容によってその都度対応を変えている
32	愛西市	1. 一律に応じている
33	清須市	1. 一律に応じている
34	北名古屋市	1.一律に応じている
35	弥富市	1. 一律に応じている 但し、来庁者の身分確認と公文書が必要。
36	みよし市	4. その他 国税犯則取締法第1条第3項は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項と同様の取扱いになるものと解されるとされている。本市では、刑事訴訟法第197条第2項に関する照会に対しては、地方税法第22条に抵触すると考えられるため、応じないとの取扱いをしていますので、今後も同様の対応と考えています。 原動機付自動車及びミニカー、小型特殊自動車の放置車両の所有者照会には応じています。
37	あま市	1. 一律に応じている
38	長久手市	4. その他 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について、税務情報は原則として開示しておりません。